

## 安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書

現在、鳥栖市の安良川上流域に位置する岡本産業㈱碎石場跡地（河内町）において安定型最終処分場を設置する計画が大坪産業㈱により進められています。

このことにつきましては令和3年8月7日、大坪産業㈱・岡本産業㈱から牛原町へ連絡がありました。それから同町内で熟慮の末、同年12月20日に設置に反対するとの結論を両社に通告されています。その後2年間にわたり何の連絡もないため同町では本件は断念されたものと考えられていました。

ところが、令和6年3月6日に設置主体である大坪産業㈱・岡本産業㈱からではなく佐賀県循環型社会推進課より本件につき説明会を開きたいとの連絡が同町に対してあり、同町は安定型最終処分場設置申請が継続していることを知るに至っております。

建設予定の安定型最終処分場は、廃プラスチック等5品目を化学変化が起こらない物質として、そのまま埋設するものです。埋め立ては5品目に限るとなっておりますが、廃棄するまで様々な用途で使われた廃棄物であり5品目以外の付着物質や混入物を完全に排除することは困難ではないかと住民はじめ多くの方が考えております。混入した有害物質が、雨水などに溶出し地下水を汚染する可能性も指摘されています。碎石場跡という場所柄、これまでの作業の中で発破をかけることも当然あり得ることで、そのため岩盤に亀裂が入り帯水層に浸透し地下水を汚染することはないのか、その対策は万全なのかと地域住民は不安を抱えています。

また、事業計画によると埋立面積は19,333平方メートル、埋め立て容量は265,962立方メートル（埋立高さ最大約38メートル）とあり大量の堆積物となりますが、近年の頻発する豪雨災害を考慮するならば、土砂崩れ等の発生も危惧されます。なお、熊本県に許可申請中の「くまさん安定型最終処分場」では、同じく碎石場跡地転用しているところですが、熊本県知事より「遮水シート」等の設置により地下水への影響を回避するよう意見書が出された例もあります。

これまで日本弁護士連合会から安定型産業廃棄物最終処分場の問題点が指摘され、住民の不安を解消するために、その都度国が改善の規制をするような流れもあるようですが、今回そうした流れに寄り添うような説明もなされていません。

地域住民が心配していることは、埋め立て前の展開検査の困難さ、大型トラックの交通量の増加、騒音、粉塵、地下水への影響です。

令和6年12月に行われた県廃棄物処理施設専門委員会では、鳥栖市長、利害関係者（住民）からの意見書についても議論がなされております。

鳥栖市長からは「関係法令の遵守」や「地域住民の理解を得ること」との意見書が出されております。

また、地域住民からは、この地区には複数の産業廃棄物処理場があり、既に処理施設が過度に偏在しているところであること。流域周辺の牛原地区、山浦新町には上水道がなく、井戸水に頼らざるを得ないこと。令和6年の大坪産業㈱と県と一緒に行われた住民説明会では改めて住民から建設反対の多くの意見が出されたこととあります。

これまでに専門委員会が2度開催され、住民からの様々な懸念や不安の声に対する専門家からの意見を付して、住民に対して何らかの回答がなされるものと期待していましたが、

懸念や不安を払拭するための努力もなく、佐賀県より「設置」の許可が出たことについて、住民の中から戸惑いや怒りをおぼえるとの声も聴いております。

よって、鳥栖市長からの意見書にありますように、「関係法令の遵守」や「地域住民の理解を得ること」が重要であることを鑑み、本件につき事業者及び許可権者である佐賀県の立場からさらなる丁寧な説明を住民に対して行っていただくことを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年6月24日

鳥栖市議会

佐賀県知事 山口 祥 義 様